

## 第3部 応急対策

### 第1章 応急活動基本方針

#### 1 初動体制の確立

緊急時初動対応グループによる連絡体制を確保するほか、気象予報・警報の発表に基づく警戒本部の設置や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、早期の措置をとります。

#### 2 災害の規模、状況に応じた段階的配備体制の確立

風水害に対する職員の配備は、気象状況や災害の発生状況に応じて、中区災害対策警戒本部体制、中区災害対策本部体制とし、順次人員を増強するものとします。

#### 3 災害種別に応じた応急活動体制の確立

雨水出水、高潮による浸水、崖崩れなどによる土砂災害に対処するため、関係局及び区役所が一体となって、本計画に定める水防活動、港湾・高潮災害応急対策、土砂災害応急対策等の災害種別に応じた応急対策を実施します。

#### 4 各種情報受伝達体制の確立

各種システム、ホットライン等を活用し、気象情報、河川情報、災害発生状況、避難指示等の情報を的確に収集、伝達することにより、迅速に応急活動を実施します。

#### 5 区役所を中心とした救援・救助活動の実施

区役所は、危機管理システムにより風水害時の区内の情報を一元管理し、災害発生時の避難所の開設・運営、医療、防疫等の活動により直接市民を救援・救助する中心的な機関です。

このため、各地区隊及び区内の各局の出先機関は、区長の活動要請に応じて区役所と一体となった救援・救助活動を推進するとともに、連絡員を派遣するなど区役所との連絡体制を強化します。

また、区長は、区災害対策連絡協議会を通じ区域に関係する防災関係機関との連絡体制を確保し、災害発生時には、救援・救助活動等の協力を要請し、活動体制を確保します。

さらに、区長は、区域の災害が大規模となり区役所の活動人員では不足する場合は、市長に支援職員の派遣を要請し、区役所の救援・救助体制を確保します。

#### 6 応援体制の確保

区長は、区域に関係する防災関係機関や協定締結団体に応援を要請します。

## 第2章 防災組織体制

気象予報・警報の発表に基づく警戒本部の設置や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、迅速な初動対応を図るため、次により夜間、休日等の体制を確保します。

### 1 緊急時初動対応グループ制度

夜間、休日等における風水害等の緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、緊急時初動対応グループを編成し、動員対象者3名を事前に初動対応班として指定します。初動対応班は、緊急時には即座に区役所へ動員し、初動対応を行います。

初動対応班の任務	<ol style="list-style-type: none"><li>1 情報収集（警察・消防・中土木 etc,）</li><li>2 区民対応（電話対応等）</li><li>3 避難場所開設準備</li><li>4 被害調査</li><li>5 その他、必要な事項</li></ol>
----------	--

### 2 中区役所と中消防署の連携

夜間・休日に突発的な大雨等により被害が発生した場合、中区役所の体制が整うまでの間に、中消防署が中区役所に代わって実施できる事項は次のとおりです。

- (1) 初期情報の提供  
中消防署から中区役所に発災初期の情報を連絡します。
- (2) 情報の収集・集約  
消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（土木事務所等）から収集した情報を中消防署で取りまとめます。
- (3) 区民への情報提供  
広報隊等により緊急情報（河川の水位状況など迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を区民に提供します。
- (4) 避難場所の開設要請  
区民に危険が及ぶおそれがあり、避難場所を開設する必要がある場合は、施設関係者に対して中消防署から開設を要請します。

## 第3章 災害対策本部等の設置

### 第1節 中区災害対策警戒本部の設置

区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、中区災害対策本部を設置するまでに至らないときは、中区災害対策警戒本部を設置します。

中区災害対策警戒本部(以下、「区警戒本部」という。)の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによります。

#### 1 中区警戒本部長

中区危機管理責任者(副区長)

#### 2 設置基準

- (1) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象警報(大雨、暴風、暴風雪)及び洪水警報のうち、いずれかの警報又は複数の警報が発表されたとき(大雪警報のみ発表されたときは、雪害対策による)。
- (2) 河川の流域区において、国土交通大臣又は神奈川県知事から、その河川を対象とする水防警報のうち、準備、出動、指示のいずれかが発表されたとき。
- (3) 高潮注意報又は高潮警報が発表されたとき。
- (4) 区域に風水害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合で、区長が必要と認めたとき。

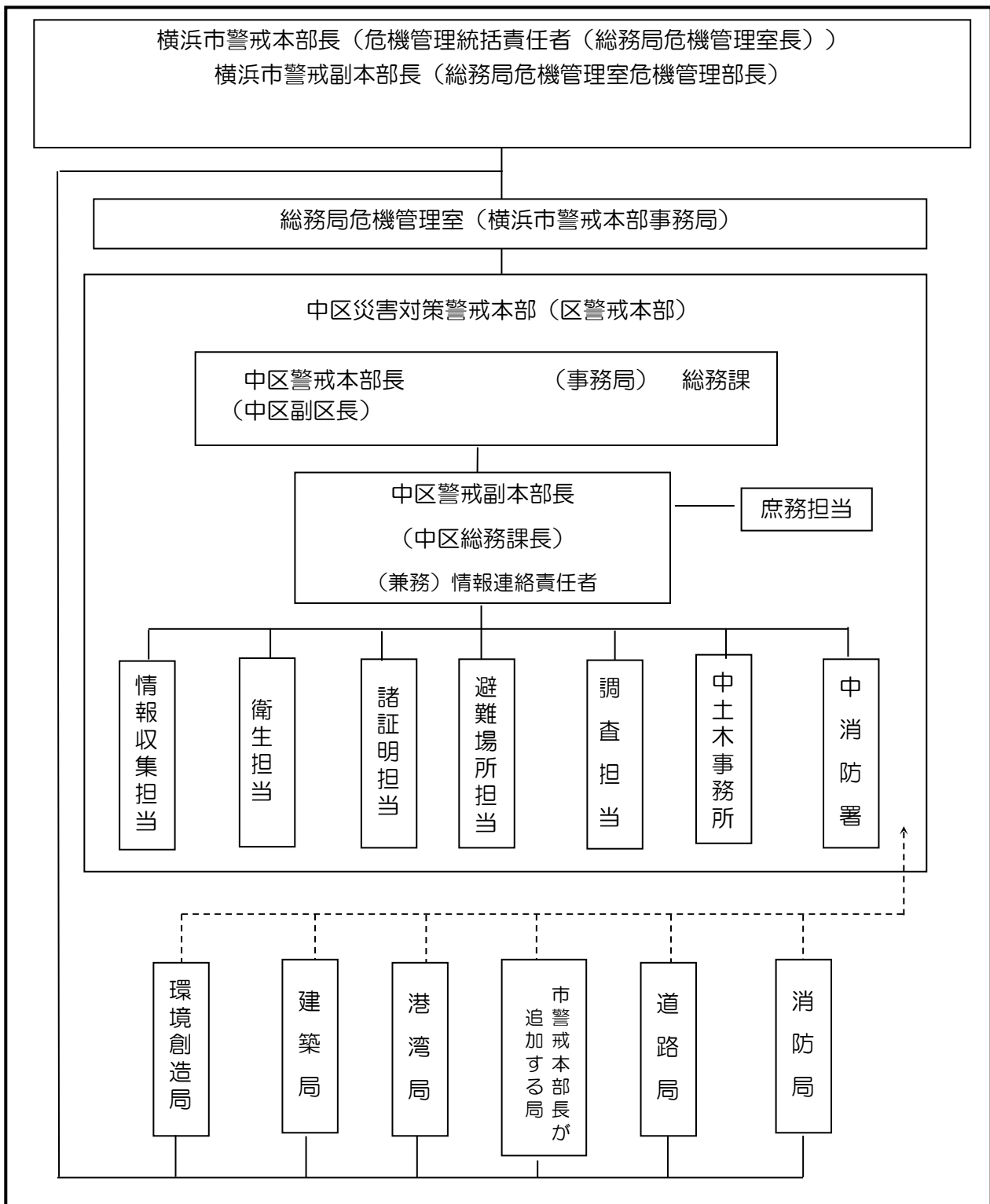
#### 3 設置手続

- (1) 危機管理統括責任者(総務局危機管理室長)に対する区警戒本部の設置報告
- (2) 区警戒本部の設置構成機関、区関係機関等(図1のとおり)に対する通知

#### 4 主な対応

- (1) 災害に対する各種情報の収集
- (2) 職員配備状況の把握と報告
- (3) 被害情報の収集と報告
- (4) 土砂災害防止法に基づく対象施設等への情報伝達
- (5) 災害の発生が予想される地域に対する巡回警備
- (6) 避難指示等(高齢者等避難、避難指示、及び屋内待避等の安全確保措置の指示)の発令及び実施
- (7) 避難場所(福祉避難所等を含む。)の開設及び運営

図1 横浜市（区）災害対策警戒本部の組織構成



注1 横浜市警戒本部長（以下「市警戒本部長」という。）は、警報の発表の状況及び災害の発生状況に応じて、構成局を指名又は縮小できます。

注2 横浜市警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を構成する局の危機管理責任者は、被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合は、必要に応じ、当該区の警戒本部に支援職員を派遣します。

注3 中区警戒本部長（以下「区警戒本部長」という。）は、災害の発生状況により必要に応じて避難場所担当及び諸証明担当を設置します。

表2 区災害対策警戒本部（区警戒本部）の事務分掌

区警戒 本部長	担当別任務分担
中区危機管理責任者（副区長）	区警戒副本部長（総務課長） 1 区警戒本部長の補佐に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 情報連絡責任者（総務課長兼務） 1 災害情報の統括に関する事。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関する事。 3 区警戒本部長命令の伝達に関する事。
	庶務担当 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関する事。 ・会議等の運営 ・その他 2 職員の配備・動員の伝達に関する事。 3 災害記録に関する事。 4 車両等資機材の確保や配置等に関する事。 5 避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び屋内待避等の安全確保措置の指示）の発令及び実施に関する事。 6 区内関係機関への応援要請等に関する事。 7 他の担当の所管に属さない事。
	情報収集担当 1 被害情報等の収集伝達に関する事。 2 気象情報、水防警報及び洪水予報等の受伝達に関する事。 3 避難情報等の集約や伝達に関する事。 4 住民情報の受付に関する事。 5 その他情報の集約に関する事。 6 通信機器の点検及び確保に関する事。
	衛生担当 1 避難場所等の感染症対策に関する事。
	諸証明担当 1 罹災証明事務に関する事（火災を除く。）。
	避難場所担当 1 避難場所（福祉避難所を含む）の開設及び運営に関する事。 2 避難情報の調査・収集に関する事。 ※ 避難場所担当を配置しない場合は、1については庶務担当が、2については調査担当が当該事務を処理する。
	調査担当 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関する事。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関する事。
	土木事務所 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関する事。 2 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関する事。
	消防署 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関する事。 2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関する事。 3 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関する事。

## 第2節 中区災害対策本部の設置

区長（区長が登庁できないときは、区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱に定める代理者）は、次により中区役所に中区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置します。

### 1 設置基準

区本部を設置する基準は、原則として次のとおりとします。

- (1) 市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置されたとき。
- (2) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象等（大雨、暴風、高潮、波浪及び暴風雪）に関する特別警報のうち、いずれか又は複数の特別警報が発表されたとき（大雪に関する特別警報のみ発表されたときは、雪害対策による。）
- (3) 区域において、総合的な災害応急対策を実施する必要があると認められる規模の風水害による被害が生じたとき。
- (4) 区域において河川の堤防の決壊又は氾濫が生じたとき
- (5) その他災害応急対策を実施するうえで、区本部を設置する必要があると認められるとき

### 2 設置手続

中区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市長（市本部長）に報告するとともに、区本部の設置構成機関、区内防災関係機関等に連絡します。

### 3 廃止基準

区本部長は、次の場合には、区本部を廃止することができます。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間は、あらかじめ、市本部長の承認を得なければなりません。

- (1) 区域において、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害応急対策がおむね完了したと認められるとき
- (2) その他区警戒本部に縮小することが適当であると認められるとき

### 4 廃止通知

区本部長は、区本部を廃止するときは、速やかに、その旨を市本部長に報告するとともに、区本部の設置構成機関、区内防災関係機関等に通知します。

## 第3節 組織・運営

市・区本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「横浜市災害対策本部条例」、「横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程」及び「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」に定めるところによります。

### 1 区本部の組織

- (1) 区本部長  
区本部長は中区長をもって充てます。
- (2) 区副本部長  
中区役所部長、資源循環局中事務所長、中土木事務所長、中消防署長及び水道局中村水道事務所長をもって充てます。
- (3) 地区隊長及び消防地区本部長  
ア 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める隊長を充てます。

地区隊	隊長
土木事務所地区隊	中土木事務所長
資源循環局事務所地区隊	資源循環局中事務所長
水道局水道事務所地区隊	水道局中村水道事務所長

- イ 消防地区本部長は中消防署長をもって充てます。

## 2 職務内容

- (1) 区本部長
  - ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
  - イ 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)及び区本部各班長に対する指揮命令
  - ウ 各地区隊長及び消防地区本部長への指示又は要請
  - エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請
- (2) 各地区隊長及び消防地区本部長(中土木事務所長、資源循環局中事務所長、水道局中村水道事務所長、中消防署長)
  - ア 所管する災害応急対策の実施
  - イ 区本部長からの災害応急対策の指示について対応するが、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。
- (3) 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)
  - ア 区本部長の補佐
  - イ 区本部長に事故があるとき又は区本部長が欠けたときの職務代理
- (4) 区本部各班長(課長)
  - 班員に対する指示
- (5) 班員(係長、職員)
  - 班長の指示に基づく災害応急対策

## 3 運 営

- (1) 区本部長は、区本部班長、地区隊長、消防地区本部及び関係機関からの被害情報等に基づき、区域における災害応急対策を実施します。
- (2) 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告します。
- (3) 地区隊及び各局出先機関は、必要に応じて、区本部に連絡員を派遣します。
- (4) 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催します。
- (5) 区本部会議構成員は、区本部会議において、各班(各隊)の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を区本部長に報告します。
- (6) 区本部会議には、必要に応じて、区災害対策連絡協議会の構成機関等の出席を求めます。
- (7) 区本部長、区副本部長、班長(隊長)等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行います。

### 第4節 事務決裁処理の特例

横浜市事務決裁規程の全部改正について(昭和47年8月28日総文第22号)において、次のとおり定めています。

- 1 災害発生時において、市長又は専決権者が緊急に処理すべき事案について迅速な決裁を行うことができない場所にいる場合又はこれを行ういとまがない場合は、代決権者がその者にかわって臨時に決裁することができます。
- 2 災害発生時において、緊急に処理すべき事案について決裁を受ける場合は、迅速な決裁を行うことができるよう、合議を省略することができます。

### 第5節 資機材等の確保

区本部の開設及び運営に必要な施設を確保するため、区本部が設置される庁舎の管理者等は、次の措置をとります。

- 1 区本部は、原則として区役所総務課に開設します。
- 2 区本部を設置したときは、区長は、直ちに区本部を運営するために次の措置を取り、防災行政用無線設備の保全等、区本部の機能を確保します。

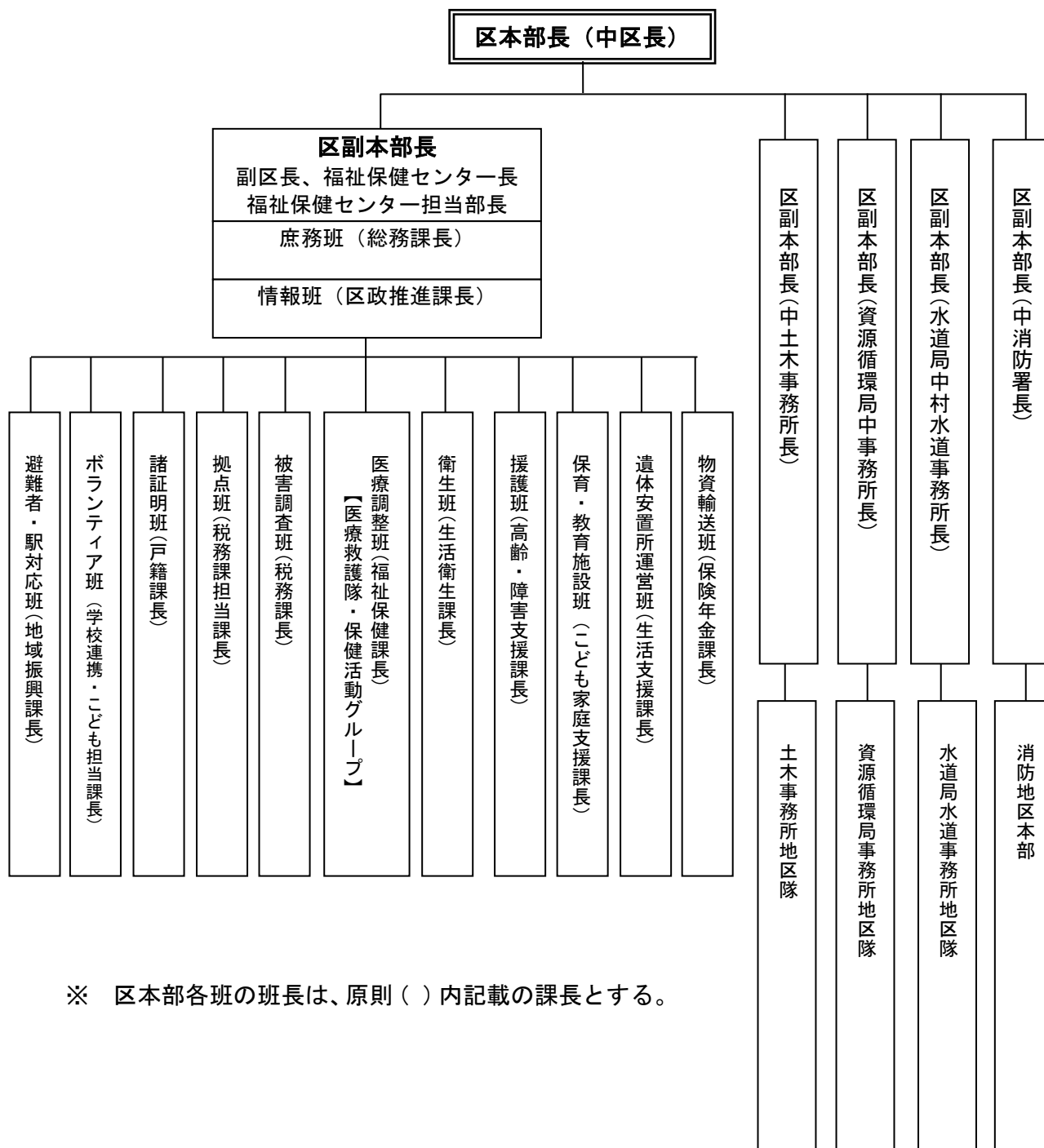
区本部の開設に必要な資機材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区災害対策図板</li> <li>・ 被害状況表</li> <li>・ 携帯ラジオ</li> <li>・ テレビ</li> <li>・ 可搬型無線機</li> <li>・ その他必要な資機材</li> </ul>
確保する通信機器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政用無線網（固定系、移動系）</li> <li>・ 横浜市アマチュア無線機の機能</li> <li>・ 危機管理システム</li> </ul>
自家発電設備、携帯発電機等確保する非常電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家発電設備の点検整備</li> <li>・ 各区所有の携帯発電機の機能点検、燃料等の確保</li> </ul>

## 第6節 区災害対策本部の組織及び事務分掌

- 1 各区の被害状況に応じて、区役所間の相互応援を円滑に実施するため、各班の構成課は、原則18区全て同じ課とします。
  - 2 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
  - 3 勤務時間外の初動体制では、動員した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- ※ 職員へのバックアップ体制として、交代要員及び保育対応等の職員の確保を考慮します。



## 中区災害対策本部組織図



※ 区本部各班の班長は、原則 ( ) 内記載の課長とする。

### 〈区地区隊等の運用について〉

- 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置します。
- 土木事務所地区隊にあつては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。
- 資源循環局事務所地区隊にあつては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。
- 水道局水道事務所地区隊にあつては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。
- 消防地区本部にあつては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

## 事務分掌

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部の設置及び運営に関する事。</li> <li>2 本部長命令の伝達に関する事。</li> <li>3 区本部の庶務及び記録に関する事。</li> <li>4 区本部内各班の連絡調整に関する事。</li> <li>5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6 報道及び広報対応に関する事。</li> <li>7 災害関連情報に関する事。</li> <li>8 区災害対策計画の立案及び実施に関する事。</li> <li>9 警戒区域の設定に関する事。</li> <li>10 避難指示等に関する事。</li> <li>11 職員応援要請に関する事。</li> <li>12 支援職員の受入れに関する事。</li> <li>13 他都市応援職員の受入れ等に関する事。</li> <li>14 職員の動員に関する事。</li> <li>15 職員の厚生に関する事。</li> <li>16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関する事。</li> <li>17 食料、飲料、燃料等の確保に関する事。</li> <li>18 庁舎の管理保全に関する事。</li> <li>19 所管車両の保全に関する事。</li> <li>20 区本部の予算、経理に関する事。</li> <li>21 区災害応急対策計画の策定に関する事。</li> <li>22 区災害復旧計画の策定に関する事。</li> <li>23 他の班の所管に属さない事。</li> <li>24 その他特命事項に関する事。</li> </ol>
情報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>2 災害関連情報の収集分析及び伝達に関する事。</li> <li>3 被害状況（人的・物的）の集約に関する事。</li> <li>4 応急対策活動の集約に関する事。</li> <li>5 災害関連情報の広報に関する事。</li> <li>6 通信機器等の保全に関する事。</li> <li>7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関する事。</li> <li>9 指定管理施設の被害状況に関する事。</li> </ol>
避難者・駅対応班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設、津波避難施設の避難者の把握に関する事。</li> <li>2 補完施設の被災状況の把握に関する事。</li> <li>3 避難者の安全確保に関する事。</li> <li>4 二次災害防止に係る避難誘導に関する事。</li> <li>5 主要駅等での情報収集・広報に関する事。</li> <li>6 被害情報等の収集・伝達に関する事。</li> <li>7 帰宅困難者対応に関する事。</li> <li>8 帰宅困難者一時滞在施設の運営または支援に関する事。</li> <li>9 その他必要な事項に関する事。</li> </ol>

班	事 務 分 掌
ボランティア班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事。</li> <li>2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する事。</li> <li>3 必要なニーズ等の広報に関する事。</li> <li>4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。</li> </ol>
諸証明班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関する事。</li> <li>2 建物等（火災以外の被害）の罹災証明の発行に関する事。</li> </ol>
拠点班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難場所の開設及び運営に関する事。</li> <li>2 避難場所及び周辺地域の被災状況（死者、負傷者等）、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関する事。</li> <li>3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関する事。</li> <li>4 避難者の対応に関する事。</li> <li>5 避難者への情報提供・広聴に関する事。</li> <li>6 市民が任意に設置した避難場所の把握に関する事。</li> <li>7 避難者の生活相談に関する事。</li> </ol>
被害調査班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区内の被害状況の調査に関する事。</li> <li>2 建物等（火災以外の被害）の被害認定調査の実施に関する事。</li> <li>3 災害廃棄物の解体・撤去申請の受付に関する事。</li> </ol>
医療調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮設救護所の設置及び運営に関する事。</li> <li>2 負傷者の医療援護に関する事。</li> <li>3 医薬品、医療資器材等の調達に関する事。</li> <li>4 医療機関の被災状況の把握に関する事。</li> <li>5 診療可能医療機関の情報提供に関する事。</li> <li>6 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事。</li> <li>7 患者搬送に係る連絡調整に関する事。</li> <li>8 精神保健医療相談窓口の開設に関する事。</li> <li>9 避難場所等の巡回診療に関する事。</li> <li>10 被災者の保健活動及び保健活動グループに関する事。</li> </ol>
衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消毒及び衛生に関する事。</li> <li>2 生活衛生に関する事。</li> <li>3 飲料水及び食品の衛生確保に関する事。</li> <li>4 動物の保護収容に関する事。</li> <li>5 感染症の発生予防及び拡大防止に関する事。</li> </ol>
援護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関する事。</li> <li>2 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関する事。</li> <li>3 避難場所等の要援護者の状況把握に関する事。</li> <li>4 要援護者の福祉避難所の受入れに関する事。</li> <li>5 被災者の生活相談に関する事。</li> <li>6 福祉避難所の閉鎖及び要援護者移送に関する事。</li> <li>7 応急仮設住宅への入居募集に関する事。</li> <li>8 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事。</li> <li>9 被災者生活再建支援金に関する事。</li> <li>10 義援金に関する事。</li> <li>11 その他要援護者の支援に関する事。</li> </ol>

班	事務分掌
保育・教育施設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に関する事。</li> <li>2 保育・教育施設等との連絡調整に関する事。</li> <li>3 区本部庶務班との連絡調整に関する事。</li> <li>4 市立保育所の園児の安全確保に関する事。</li> <li>5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関する事。</li> <li>6 市立保育所の保育の早期再開に関する事。</li> <li>7 市立保育所の園児の引渡しに関する事。</li> <li>8 緊急保育に関する事。</li> </ol>
遺体安置所運営班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 遺体安置所の設置及び運営に関する事。</li> <li>2 行方不明者の把握に関する事。</li> <li>3 関係機関（県警、医師会、歯科医師会）との調整に関する事。</li> <li>4 引取人のいない焼骨に関する事。</li> </ol>
物資・輸送班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区集配拠点の設置及び運営に関する事。</li> <li>2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関する事。</li> <li>3 食料、救援物資等の調達・輸送に関する事。</li> <li>4 自動車、その他輸送手段の確保に関する事。</li> <li>5 不足救援物資等の把握に関する事。</li> </ol>
土木事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路の被害状況の把握に関する事。</li> <li>2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関する事。</li> <li>3 緊急輸送路等の確保に関する事。</li> <li>4 路上障害物、放置車両の除去等に関する事。</li> <li>5 河川、下水道管きよ、公園緑地の被害状況の把握に関する事。</li> <li>6 河川、下水道管きよ、公園緑地に係る応急対策の立案、実施に関する事。</li> <li>7 工事箇所の保全に関する事。</li> <li>8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ol>
資源循環局事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関する事。</li> <li>2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提供に関する事。</li> <li>3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関する事。</li> <li>4 トイレ対策班への応援に関する事。</li> </ol>
水道局水道事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に関する事。</li> <li>2 断水や水道の復旧情報の提供に関する事。</li> </ol>

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置します。

※ 土木事務所地区隊にあっては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

※ 資源循環局事務所地区隊にあっては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

※ 水道局水道事務所地区隊にあっては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

※ 消防地区本部にあっては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

## 第4章 職員の配置・動員

職員は、区警戒本部又は区本部が設置された場合は、本計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

### 第1節 職員の配備体制

#### 1 警戒本部設置時の配備

区危機管理責任者（副区長）は、区警戒本部を設置したときは、原則として災害対策配備基準表に定める1号又は2号配備を基本とした体制をとるものとし、災害等の規模及び態様に応じて、人員を増強又は縮小します。

#### 2 災害対策本部設置時の配備

(1) 区長は、区本部を設置したときは、災害等の規模及び態様に基づき、災害対策配備基準表の3号、4号又は5号のいずれかの配備体制をとるものとしませんが、災害等の規模及び態様に応じて人員を増強又は縮小します。

ただし、市本部長が配備体制を示して配備指令を発令した場合は、その配備体制をとることとし、市本部長の承認がない限り、人員を縮小することができないものとし、

(2) 市本部が設置されていない間において区本部を設置した場合、区本部長は、前記(1)により配備体制を発令します。

#### 3 配備基準

配備体制の内容及び発令基準は、次のとおりとする。

種 別	配 備 体 制	発 令 基 準
警 戒 本 部	1号配備 局地的な被害の発生が予想される場合又は発生した場合に対応するため、情報収集連絡及び小災害に対処できる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、局地的災害の発生が予想される場合に発令する。
	2号配備 局地的な災害が発生し始め、更に被害地域の拡大が予想される場合で応急措置及び防除活動を行うことができる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、局地的災害が発生し始めた場合に発令する。
災 害 対 策 本 部	3号配備 災害の発生が数区にわたり、更に拡大の可能性が強く、災害防除の措置を強化し、災害の拡大を防止するために必要な諸般の応急活動ができる体制とする。	市域を対象とする特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合又は台風や局地的大雨等により数区にわたって災害が発生した場合に発令する。
	4号配備 数区において被害が甚大となり、更に拡大の可能性が強く、災害防除及び救助体制を更に強化し、応急活動ができる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合に発令する。
	5号配備 市内全域に被害が続発している場合又は増大しつつある場合で、緊急に総力をあげて対処する体制とする。	台風又は局地的大雨等により、市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合に発令する。

#### 4 勤務時間内の配備体制

警戒本部又は本部設置時は、必要に応じて通常業務を一部縮小又は停止して、あらかじめ定めた任務分担により職員は配備につきます。

#### 5 勤務時間外の職員配置

警戒本部又は本部設置時、職員は次節に定める動員計画に基づき、あらかじめ定めた任務分担により参集します。

警戒本部長等は、職員の参集状況に応じ、順次、優先して応急対策を実施する必要がある班を編成します。

この場合、優先して編成する班にあらかじめ定められた職員以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができます。

なお、各配備体制に応じた職員が参集した時点であらかじめ定めた職員による班編成に移行します。

#### 6 動員時の職員の安全衛生管理について

区本部長は、災害応急対策の実施にあたり、発災初期から、従事職員の安全衛生管理上必要な措置を講ずるよう指示します。なお、具体的な措置としては、被害等の状況、参集人数等の実情に応じ、「災害時の職員の健康管理の手引」を参照し、次の項目について実施します。

##### (1) 安全確保

従事にあたっては道路や建物の損傷、火災、危険物質の発生などのリスクを予測し、職員の安全対策を確実に実施します。

##### (2) 体調管理

休養、食事の確保に配慮するとともに、感染症の予防、ストレスへの対策を実施します。

#### 7 区本部への応援体制

(1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に対し、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。

(2) 支援命令を受けた各局長及び区長は、支援可能な最大限の職員を指名し派遣します。

### 第2節 職員の動員体制

#### 1 動員命令

##### (1) 動員命令の発令

区本部長等は、配備の指令を発したときは、その配備体制に基づき職員を動員します。

##### (2) 勤務時間外の参集

動員命令が発令された職員は、早急に参集できるよう有効な手段を用いて、直ちに参集しなければなりません。

#### 2 動員対象者

項目	動員対象者の範囲
動員対象者	区に所属する職員を動員対象者とする。ただし、次の場合については、動員対象としない。 1 長期にわたる病気や怪我などの身体的な理由により、災害応急対策を実施することが困難であると区長が認めた場合 2 災害発生時において、妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、災害応急対策に従事することが困難であると区長が認めた場合 3 その他区長が認めた場合

### 3 動員命令の伝達

勤務時間外における動員命令の伝達は、職員安否・参集確認メールによるほか、区で事前に定めた連絡方法により行います。

## 第5章 情報の収集と伝達

### 第1節 情報受伝達方針

- 1 災害応急対策には、区内の災害・被災情報の早期把握が重要となることから、区本部で正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断をします。
- 2 防災関係機関や市民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- 3 災害時広報は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用いて積極的に実施します。

### 第2節 気象庁の行う気象等予報・警報

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて注意報又は警報を行い、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起します。

#### 1 一般の利用に適合する注意報及び警報の種類等

横浜地方気象台が発表する注意報及び警報の種類及び運用の概要は、次のとおりです。

- (1) 注意報は、気象等の現象により、被害が予想される場合に行います。  
注意報の種類は、大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、強風注意報、風雪注意報、波浪注意報、高潮注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、融雪注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、なだれ注意報、低温注意報があります。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称します。また、地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて行います。
- (2) 警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行います。  
警報の種類は、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、波浪警報、高潮警報があります。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称します。大雨警報に関しては、警戒が必要な災害（土砂災害、浸水害）について、その旨を示して発表します。また、地面現象及び浸水に関する警報事項は気象警報に含めて行います。  
さらに、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、神奈川県と横浜地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表します。なお、警報・注意報の種類及び発表基準は、表1のとおりです。

#### 2 特別警報の発表及び区民等への周知

特別警報は、横浜地方気象台が発表する一般の利用に適合する警報の一種で、警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合に行います。

なお、気象等に関する特別警報の種類及び発表基準は表2のとおりです。

また、特別警報が発表された場合、市ウェブサイト、ツイッター、広報車、コミュニティFMなどの手段を活用して、区民等に対して特別警報の発表に係る周知の措置及び直ちに命を守る行動をとる等の広報を実施します。

表 1 警報・注意報発表基準一覧表（地震津波、火山現象に関するものを除く。）

種類	基準要素	注 意 報	警 報
大 雨	表面雨量 指数※ <sup>1</sup>	11 以上	15 以上
	土壌雨量 指数※ <sup>2</sup>	63 以上	109 以上
大 雪	12 時間の 降雪の深さ	5 cm	10cm
洪 水	流域雨量 指数※ <sup>3</sup>	各流域で以下の基準以上 矢上川=11.6、早淵川=10、鳥山川 =6.1、大熊川=4.9、恩田川=14.2、 有馬川=5.5、境川=15.2、柏尾川= 11.6、宇田川=5.1、和泉川=6.1、 相沢川=3.6、いたち川=8、阿久和 川=4.9、新田間川=9.1、大岡川= 12.8、今井川=5.6、帷子川=9.9、 日野川=6.3	各流域で以下の基準以上 矢上川=14.5、早淵川=12.5、鳥山川 =7.7、大熊川=6.2、恩田川=17.8、 有馬川=6.9、境川=19、柏尾川= 14.6、宇田川=6.4、和泉川=7.7、相 沢川=4.6、いたち川=10.1、阿久和 川=6.2、新田間川=11.4、大岡川= 16.1、今井川=7、帷子川=12.4、日 野川=7.9
	複合基準※ <sup>4</sup>	各流域で以下の基準以上 早淵川=(5, 10)、鳥山川=(5, 6.1)、 恩田川=(5, 13.2)、境川=(5, 15.2)、柏尾川=(5, 11.6)、和泉川= (5, 6.1)、いたち川=(5, 8)、阿久和 川=(9, 3.9)、新田間川=(5, 9)、大 岡川=(5, 12.8)、今井川=(5, 5.6)、 帷子川=(8, 7.9)、鶴見川=(8, 15.8)	各流域で以下の基準以上 鳥山川=(8, 7.2)、境川=(10, 18.5)、 柏尾川=(8, 13.1)、いたち川=(8, 9.1)、大岡川=(8, 14.2)、今井川=(8, 6.3)、帷子川=(8, 12.3)、鶴見川=(8, 22.3)
	指定河川洪 水予報によ る基準	鶴見川（亀の子橋・綱島）	多摩川（田園調布（上））、鶴見川（亀 の子橋・綱島）
暴 風	平均風速		25m/s
強 風	平均風速	12m/s	
暴風雪	平均風速		25m/s で雪を伴う
風 雪	平均風速	12m/s で雪を伴う	
波 浪	有義波高	1.5m	3m
高 潮	潮 位	東京湾平均海面上 1.4m	東京湾平均海面上 2.3m
雷		落雷等により被害が予想される場合	
乾 燥	湿 度	最小湿度 35% 実効湿度 55%	
濃 霧	視 程	陸上 100m 海上 500m	
霜	最低気温	4℃（発表期間は原則として4月1 日～5月20日）	
低 温	最低気温	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬期：最低気温 - 5℃以下	
融雪		※5	
なだれ		※5	
着氷・着雪		著しい着氷、着雪が予想される場合	



- 注1 神奈川県「記録的短時間大雨情報」は、1時間雨量が100mmを超えた場合に発表します。
- 注2 警報（大雨、洪水を除く）及び風雪、強風、波浪、高潮、大雪の各注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略しました。また、乾燥、濃霧、霜の各注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略しました。なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていません。
- ※1 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1km四方の領域ごとに計算します。
- ※2 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出します。
- ※3 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出します。
- ※4 複合基準は、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表します。
- ※5 「融雪注意報」及び「なだれ注意報」に関しては、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であることから具体的な基準は定めていません。

**表2 特別警報の種類及び発表基準（地震津波、火山現象に関するものを除く。）**

（気象庁ウェブサイトに掲載 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>）

特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

- ※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

現象の種類	特別警報の指標
大雨	次の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している場合 ① 48時間雨量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上出現した場合 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上出現した場合（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみを対象）
暴風	伊勢湾台風級（指標：中心気圧930hpa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
高潮	・台風については指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域における暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表 ・温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における暴風（雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表
波浪	
暴風雪	
大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

※ 横浜の雨に関する50年に一度の値 48時間雨量：363mm、3時間雨量：137mm、土壌雨量指数：229

※ 横浜の50年に一度の積雪深値、31cm（ただし、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、あくまで参考値として示されているもの）

### 第3節 気象庁以外からの情報

気象庁以外からの情報は、環境創造局雨量監視システム（レインアイよこはま）、道路局水防災情報システム、港湾局潮位観測システム、消防局通信指令システム（気象情報）、その他各局所管のシステム、気象解析等委託機関、横浜地方気象台の端末及び危機管理システム、防災情報Eメールから収集します。

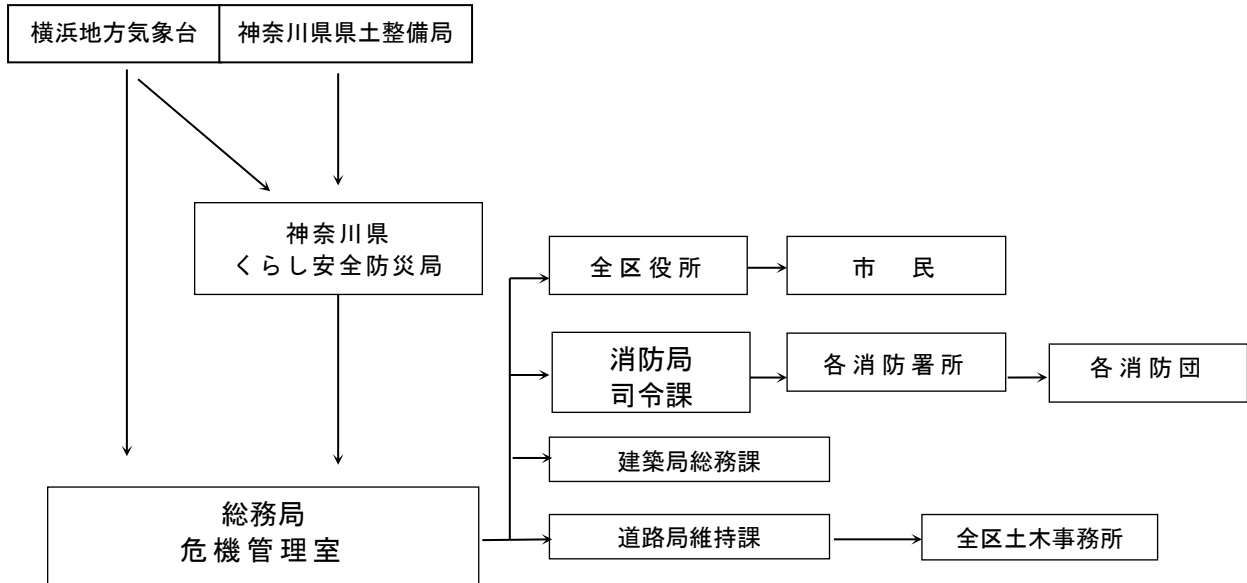
#### 観測情報の種類

気象解析等業務委託機関からの情報	横浜防災気象情報、天気予報、降水短時間予測、気象レーダ、アメダス、気象衛星ひまわり雲画像、天気図、台風情報、地震情報、津波予報、警報注意報
本市の観測機器等による情報	環境創造局雨量監視システム（レインアイよこはま）、道路局河川水位・遊水地情報、港湾局潮位観測情報、消防局雨量情報、横浜市地震情報

## 第4節 土砂災害警戒情報の受伝達

市内土砂災害警戒区域等における土砂災害警戒情報は、次の受伝達系統図により伝達されます。

### 土砂災害警戒情報受伝達系統図



#### 1 土砂災害警戒情報の受信

区役所は「危機管理システム」及び「電子メール又は無線FAX」の2系統で総務局長より受信します。

#### 2 受伝達時の措置

(1) 区長は、必要に応じて、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達します。

なお、区長は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、FAXやEメール等により土砂災害に関する情報等を伝達します。

(2) 区長は、神奈川県県土整備局砂防海岸課が提供する土砂災害警戒情報を補足する情報を把握し、避難指示等（高齢者等避難、避難指示）の発令の参考とします。

※ URL <http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

#### 3 発表対象地域

土砂災害警戒情報の発表対象地域は、次の2つに分割されます。

発表対象地域名称	地域
横浜市北部	鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区
横浜市南部	西区、 <u>中区</u> 、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区

#### 4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、土砂災害が土壌中の水分が多いほど発生の可能性が高く、また、何日も前に降った雨が影響している場合もあるため、これらを踏まえた土砂災害の危険性を示す指標として、土壌雨量指数を使用しています。

※ 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で計算しています。

## 第5節 災害情報の受伝達

区本部長は土木事務所地区隊や消防地区本部、市民、警察署等から災害情報の通報を受けた場合、避難・救助等につながる情報は随時ホットラインで市長（市本部長）に報告します。

なお、災害情報に基づき職員等が調査を実施し、確定した被害情報の受伝達は次節に定めるところによります。

## 第6節 被害情報の受伝達

区本部長は区内の被害情報について、次のとおり市長（市本部長）に報告します。

### 1 報告する被害種別

人的被害	死者数、行方不明者数、負傷者（重症、軽傷）数
住家被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の棟数、世帯数、人員数
非住家被害	全壊、半壊、一部破損、浸水、その他の浸水の棟数
その他の被害	田畑の流出・埋没又は冠水面積、文教施設の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、病院の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、道路の被害箇所数、橋りょうの被害箇所数、河川の被害箇所数、港湾の被害箇所数、砂防施設の被害箇所数、清掃施設の被害箇所数、土砂災害の箇所数、鉄道不通の箇所数、被害船舶の隻数、断水戸数（水道）、供給停止戸数（ガス）、通話不能回線数（電話）、停電戸数（電気）、ブロック塀の被害箇所数、その他の被害箇所数等
罹災世帯数 罹災者数	—

### 2 報告の方法

#### (1) 危機管理システムへの入力

被害情報の報告にあたっては、危機管理システムの「被害情報」「被害速報」入力により行います。

なお、浸水が広範囲にわたる場合など、被害の状況が明確でない場合は、「〇〇町一帯床上浸水〇〇棟」のように把握した情報内容により迅速に入力します。

#### (2) 危機管理システム障害時の報告

危機管理システムに障害があったときは、「被害速報様式」により区内の被害情報を速報するとともに、各種被害報告様式により報告します。

なお、この場合、各様式の送付は、電子メール又は無線・有線ファクシミリにより行います。

## 第7節 活動情報の受伝達

### 1 本部運営状況の受伝達

区長は、区警戒本部又は区本部を設置したときは、危機管理システムの「本部運営状況」により、設置日時、配備人員を入力します。

なお、危機管理システムの障害時にあっては、無線ファクシミリ又は無線ホットライン等により速やかに通報します。

### 2 区本部の活動報告

区本部の各班長は、各班の活動状況を区本部長に報告します。

## 第8節 広報活動

### 1 災害時広報

広報内容の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 災害の状況に関すること。
- (2) 避難指示等に関する情報
- (3) 応急対策活動等の状況
- (4) 医療情報（病院、診療所及び薬局等の再開状況）
- (5) 地域防災拠点の開設状況
- (6) ライフライン等の被害・復旧状況
- (7) 生活支援情報（被害認定調査、罹災証明書の交付、横浜市被災者支援に関する各種制度の案内）
- (8) 死傷者・行方不明者の公表
- (9) その他市民生活に必要なこと

### 2 広報活動の方法

区本部は、保有するあらゆる広報機能を活用して、被害情報、応急対策活動等の状況、生活関連情報等を迅速・的確に広報します。また、必要に応じて他の機関又は団体等の応援を求めて広報します。

## 第9節 広聴・相談活動

### 1 臨時区民相談室の開設

- (1) 区本部は、被災生活の不安の解消、生活の立て直し、自力復興を促進するため、臨時区民相談室を開設し、問い合わせ、相談、要望に対応します。
- (2) 区本部は状況に応じ、区役所や避難場所等において、避難者の問い合わせ、相談、要望に対応します。

### 2 災害時コールセンターの設置

横浜市において市災害対策本部が設置された場合、原則として災害時コールセンターを立ち上げます。なお、災害時コールセンター設置時は、通常の市政案内等の問合せ対応に優先して、災害等に関する問合せ対応に業務を移行し、情報提供します。

#### (1) 設置場所

災害時コールセンターの設置場所は、横浜市コールセンター内とします。ただし、横浜市コールセンターの建物、設備、電話網に被害が生じ、業務が行えない場合は横浜市庁舎内に設置します。

#### (2) 役割

災害時コールセンターは、市災害対策本部及び区災害対策本部で把握した情報をもとに市民への情報提供を行います。

### 3 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

また、警察は被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談窓口を設置する等、親身な相談活動の実施に努めます。

## 第6章 防災関係機関等との相互連携

### 防災関係機関との連携強化

横浜市の災害対応機能を補完するため、防災関係機関と応急活動及び復旧活動に必要な協定等を締結し、大規模な風水害に備えます。

#### 1 相互応援協定の締結

区長は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化します。

#### 2 災害対策連絡協議会の開催

区長は、区域内の防災関係機関と協調し、災害対策連絡協議会を開催し、応急活動及び復旧活動での連携強化を図ります。

## 第7章 水防活動

### 第1節 水防活動の内容

#### 1 河川等の監視、警戒

道路局河川部、各土木事務所、消防署等は、随時、区域内の河川等(下水等の内水を含む。以下同じ。)を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに道路局河川企画課(道路局情報収集班)を通じ、河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。

#### 2 水防用資器材の調達

土木事務所は、水防活動に伴う必要な資器材として、本市水防倉庫備蓄資器材を使用するとともに、緊急調達の方法についてあらかじめ定めておきます。緊急調達してもなお不足する場合は、神奈川県水防支部長に対して資器材の提供を要請します。

#### 3 決壊等の通報及び決壊後の措置

##### (1) 決壊等の通報

道路局長、総務局長及び区本部長は、堤防等が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を該当する河川に応じ水防支部に通報します。

##### (2) 決壊後の措置

堤防等が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合、区役所及び消防署は住民の救出及び避難を第一に行い、土木事務所は横浜建設業防災作業隊等の機関と協力し決壊箇所に応じた水防工法を行い、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めます。



平成27年関東・東北豪雨で起こった大規模な水害

出典：国土交通省ウェブサイト

([https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/k00360/150912/data/150912\\_01.pdf](https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/k00360/150912/data/150912_01.pdf))

## 第2節 水防活動の業務分担

水防活動は、総務局、環境創造局、道路局、消防局及び区警戒本部（区本部）が密接に連携を図り実施します。

また、現場活動においては、区警戒本部（区本部）、消防署（消防地区本部）、消防団、所轄警察署等が相互に連絡をとり、効果的に実施します

区警戒本部 (区本部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危機管理システム又は危機管理室から受信した気象情報等の土木事務所(土木事務所地区隊)及び区域の防災関係機関への通報</li> <li>2 土木事務所(土木事務所地区隊)、消防署(消防地区本部)との連絡、また、気象の悪化が予想される場合は重点区域に対する厳重な警戒巡視の実施、事態に即応した措置の実施</li> <li>3 区域の被害状況の集約、市本部への報告</li> <li>4 区域住民に対する広報の実施</li> <li>5 避難指示等の発令及び実施</li> <li>6 大雨により河川等の増水が予想される場合の、土木事務所及び消防署への親水拠点等河川安全パトロール等の要請</li> </ol>
	<p>土木事務所(土木事務所地区隊)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水害を未然に防止するため管内の河川等の水位の観測及び監視</li> <li>2 建設工事現場において、工事現場、あるいはこれに伴う市民への二次的な被害が予想される場合の、建設現場での二次災害の発生の未然防止策の実施</li> <li>3 水防工法を実施する必要がある場合の、横浜建設業防災作業隊に対する出動等の指示の実施及び技術的な指導</li> <li>4 河川等から溢水するおそれがある場合又は堤防の決壊場所等において水害防止又は軽減を図るための、積土のう、せき板等の水防工法の実施</li> <li>5 降雨や河川の水位等の情報収集</li> <li>6 区警戒本部(区本部)、消防署(消防地区本部)、あるいは県の機関等との連絡</li> <li>7 管内の河川、下水道施設(水再生センター、ポンプ場を除く)の被害状況の把握、被害箇所への応急措置の実施、環境創造局又は道路局への連絡</li> <li>8 大雨により河川等の増水が予想される場合の、区警戒本部(区本部)からの要請による、親水拠点等河川安全パトロール等の実施</li> </ol>

## 第8章 高潮災害応急対策

高潮による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、港湾局、関係局及び関係機関の活動体制を確立し、災害発生防止と被害の軽減を図るため次の事項を実施します。

### 1 潮位の観測及び異常発見時の措置

#### (1) 区局への通報

市警戒本部長又は市本部長は、潮位の異常を認めるときは、次の区局に通報します。

- ア 沿岸6区の区警戒本部（区本部）  
鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区
- イ 市管理施設の所管局  
環境創造局総務課（環境創造局庶務班）
- ウ 道路局維持課
- エ 港湾局総務課（港湾局庶務班）
- オ 消防局司令課

## (2) 区の措置

通報を受けた区は、必要に応じて潮位の状況を監視するとともに、本計画に定めるところにより市民及び利用者へ広報し、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等を実施します。

また、施設の開放が危険と認める場合は、閉鎖などの措置をとります。

## 2 市民への情報の提供及び避難の指示等

横浜港沿岸部の市民利用施設利用者の大雨及び洪水、台風、高潮、地震に伴う津波による災害を未然に防止するため、大雨及び洪水、高潮、津波の注意報・警報・特別警報、台風に関する情報に基づき市民利用施設への水害等の影響が予想される場合に、次の区分により市民利用施設の利用者に対して気象情報を提供するとともに、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等を実施します。

また、施設の開放が危険と認める場合は、閉鎖などの措置をとります。

なお、潮位の異常発見に伴う対応は、前記1によります。

### (1) 港湾局関係課

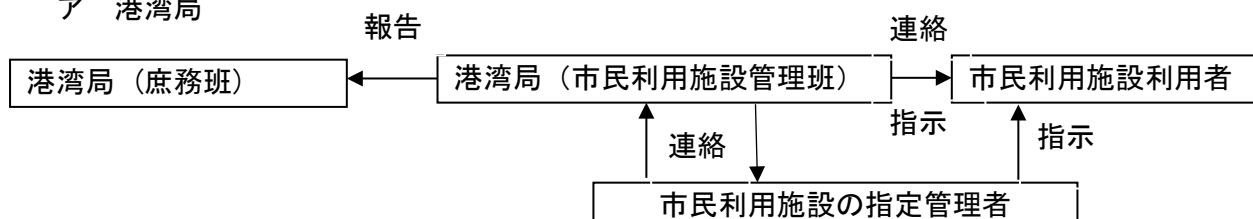
公共ふ頭内等に立地する港湾局が管理する本牧海づり施設、大黒ふ頭中央公園等の市民利用施設

### (2) 環境創造局総務課（環境創造局庶務班）

海の公園、山下公園、野島公園

### (3) 連絡体制及び活動の概要

#### ア 港湾局



(ア) 港湾局市民利用施設管理班は、市民利用施設の指定管理者に気象情報を連絡します。

(イ) 港湾局市民利用施設管理班、市民利用施設の指定管理者は、状況に応じて市民利用施設利用者に対し気象情報を提供し、早めの避難を呼びかけます。

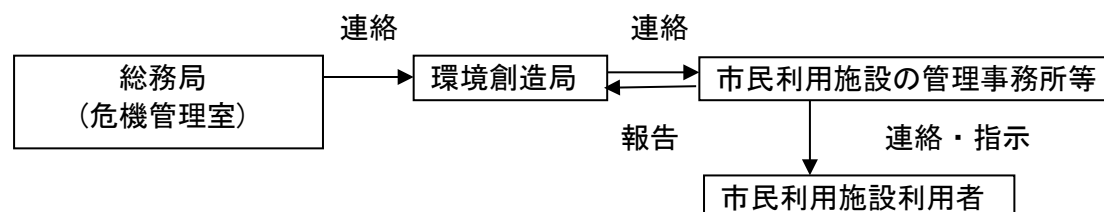
(ウ) 港湾局市民利用施設管理班、市民利用施設の指定管理者は、危険と認める場合は施設の閉鎖等の措置をとります。

(エ) 港湾局各管理課（港湾局各管理班）は、港湾局（庶務班）に措置の状況を報告します。

(オ) その他市民利用施設の管理事務所等は常に気象情報に留意し、状況に応じた気象状況を利用者に提供し、早めの避難を呼びかけるほか、危険と認める場合は、施設閉鎖等の措置をとります。

(カ) その他市民利用施設の管理事務所等が前項の措置を行った場合、所管課は措置全般の状況を港湾局（庶務班）に報告します。

#### イ その他の局



(ア) 総務局危機管理室は、環境創造局総務課に対し、気象情報を伝達します。



- (イ) 環境創造局総務課は、関係課及び市民利用施設の管理事務所等に気象情報を連絡します。
- (ウ) 市民利用施設の管理事務所等は、状況に応じて市民利用施設利用者に対し気象情報を提供し、早めの避難を呼びかけます。
- (エ) 市民利用施設の管理事務所等は、危険と認める場合は施設の閉鎖等の措置をとります。
- (オ) 市民利用施設の管理事務所等は、市民利用施設に対する措置全般の状況を環境創造局総務課（環境創造局庶務班）に報告します。

## 第9章 土砂災害応急対策

### 早期の避難対策

区本部長は、危機管理システムにより区域の降雨量を把握するとともに、消防署（消防地区本部）、土木事務所（土木事務所地区隊）及び住民等と協力し、大雨警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたとき又は区域内に相当の降雨があったときは、次により住民等の早期の避難対策を講じます。

なお、区本部長は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地としてあらかじめ指定した区域の住民等に対して避難指示を発令します。その他の崖地についても、住民等からの前兆現象の通報等により、適宜、避難指示を発令します。

住民等は、前兆現象を発見した場合、区役所（区警戒本部、区本部）に連絡するとともに、切迫した状況と判断したときは自主的に避難する等の適切な行動をとります。

#### 1 事前の避難

危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう、具体的な指導を行います。

#### 2 緊急警戒・巡視

土砂災害の発生が予測される場合は、次の箇所を中心に警戒・巡視体制を強化します。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域（特に工事施工前、施工中のものを重点に行う。）
- (2) 土砂災害警戒区域等
- (3) 宅地造成中の箇所（施工者への災害防止指導）
- (4) 災害履歴箇所（特に最近崖崩れがあった箇所を重点に行う。）

#### 3 住民等への情報伝達

区本部長は、土砂災害警戒情報が発表されたときや崖崩れの前兆現象を把握したときなど、土砂災害の発生が予想される場合は、各区が作成する「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示を発令し、住民等に伝達します。特に、具体的に危険が予想される住民等に対しては、個別伝達に努めます。

## 第10章 避難と受入れ

### 第1節 避難行動の考え方

#### 1 避難行動の原則

「避難行動」は、数分後から数時間後に起こるかもしれない災害から「命を守るための行動」であり、居住地の地形、住宅構造、家族構成等によりとるべき避難行動や避難のタイミングが異なることから、風水害等の自然災害に対しては、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則です。住民等は降雨等の状況や前兆現象の確認に自ら努め、切迫した状況と判断したときや避難指示が発令された場合は、速やかに自宅等の状況に応じあらかじめ決めておいた避難行動をとります。

## 2 避難行動

### (1) 立ち退き避難（水平避難）

避難場所、近くの高台、公園、近隣の高い建物、強度の強い建物など安全な場所に避難します。

### (2) 屋内安全確保

#### ア 建物の2階以上などへの避難（垂直避難）

屋内の2階以上の安全を確保できる高さへの移動。

#### イ 建物内の安全な場所で待避（屋内待避）

夜間や危険が差し迫っている場合など、屋外へ避難するとかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、建物内のより安全な場所で待避します。

## 第2節 避難指示等

風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、住民等の迅速かつ円滑な避難行動を促すとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要があります。このため、「避難指示」のほか、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を発令します。

また、大雨等によりすでに浸水が始まっており、足元が見えない等の状況の場合や、竜巻のように、災害の性質や発災時の状況によっては、あらかじめ指定した避難場所等の屋外に避難することでかえって危険が及ぶおそれがあることから、状況に応じて自宅等の屋内で身の安全を確保する措置をとるよう指示することも考慮します。

### 1 避難指示等の発令

避難指示等は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、区長名で行います。ただし、複数の区にまたがる場合は、市長名で行います。

#### (1) 高齢者等避難

区本部長は、避難の立退き準備を促すため、災害が発生する恐れがある場合等において必要と認める地域の住民等に対し、「高齢者等避難」を発令します。発令の際には、避難行動に時間を要する高齢者等の要援護者等に対して立退き避難を促すとともに、その他の人は避難の準備を整え、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促します。

#### (2) 避難指示

区本部長は、災害のおそれがある場合等において特に必要と認める地域の住民に対し、避難行動をとらせる必要が生じた場合に避難行動が必要な地域を示して発令します。

避難指示の発令時には、指定緊急避難場所等への避難とともに、外が危険な場合には近隣の安全な場所への避難や「屋内安全確保」をとることを併せて伝達します。

区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難に時間の要する要援護者は、立ち退き避難する。</li> <li>・ 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・ 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、避難場所等へ立ち退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難場所等へ立ち退き避難する。</li> <li>・ 小河川・下水道等による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。</li> <li>・ 避難場所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内安全確保(※2)をとる。</li> </ul>

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

### (3) 避難指示等の実施に係る協力等

ア 避難指示等の実施は、避難を必要とする現地の状況に応じて、区役所職員、消防署員等が行うものとし、警察署等の防災関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施します。

イ 本市以外の機関の行う指示

本市以外の機関の行う避難の指示等の実施は、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条及び自衛隊法第94条等の規定に基づき行います。

## 2 避難指示等の伝達及び避難誘導

### (1) 伝達方法

区本部長は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、車両による対象区域内の巡回広報、対象世帯への個別訪問・ポスティング、町内会長への個別電話連絡、防災情報Eメール、緊急速報メール、区ウェブサイト等により避難指示等を伝達し、町の防災組織等の協力を得て避難誘導を行います。

### (2) 聴覚障害者への伝達

区本部長は事前登録している聴覚障害者に対し、災害時緊急情報をファクシミリにより配信します。

## 3 避難・誘導方策

区本部長は、消防、警察、地元自治会、町内会及び関係機関の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導に努めます。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の自力避難が困難な要援護者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めます。

## 4 避難指示等解除

区本部長は、高齢者等避難又は避難指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示するとともに、車両による対象区域内の巡回広報、対象世帯への個別訪問・ポスティング、自治会長・町内会長への個別電話連絡、防災情報Eメール、ツイッター、区ウェブサイト等により、その旨を伝達します。

## 5 報告等

### (1) 区本部長が避難指示を発令した場合

区本部長は、避難指示を発令したときは、市本部長へ次の報告事項をホットライン等により速やかに報告します。(解除のときも同様に報告します。)

なお、避難情報の報告にあたっては、迅速性が必要なことから、次の報告事項のうち、明らかになった事項から報告し、順次、情報を追加します。

報告事項	1	避難指示の発令日時
	2	避難の対象地域
	3	避難対象世帯数及び人員数
	4	収容対象施設(学校名、所在地等)
	5	その他必要な事項

### (2) 各避難場所の活動報告

区本部長は、開設した避難場所での活動を、市本部長の指示に基づいて報告します。

## 第3節 警戒区域の設定及び立ち退き

- 1 区本部長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができます。

## 第4節 避難場所の開設・運営

### 1 避難場所

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に対して避難指示等が発令した場合は、指定された避難場所(指定緊急避難場所)を開設します。ただし、災害の規模、被災状況等に応じて、地区センター等の公共施設や、自治会町内会館等の指定緊急避難場所以外の施設等を避難場所として活用することができます。

### 2 避難施設の受入れ体制

区本部長は、避難指示等を行い、避難場所の開設を指示した場合は、職員を派遣し、必要な措置を講じるとともに学校長等その施設管理者に通知します。

また、必要と認めるときは、指定緊急避難場所以外の施設等について、施設管理者等の同意のうえ避難場所として利用します。

なお、早めの避難行動に対応できるよう、開錠等について、必要に応じて施設管理者又は地域の協力を得ることで、迅速な開設及び避難者の受入れを図ります。

### 3 避難人員等の掌握

区本部長は、避難場所における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項の確認を行い、その状況を市長(市本部長)に報告します。

## 第5節 被災者の受入れ

災害により被害を受け、自己の居住場所を失った者を一時的に受入れる必要がある場合は、次により指定避難所その他の公共施設へ受入れます。

### 1 被災者の受入れ

#### (1) 受入対象者

指定避難所その他の公共施設への受入対象者は、住家が被害を受け、日常生活を営む場所を失った者としてします。

#### (2) 受入割当て

区本部長は、受入れにあたっては、被災者の居住地域を勘案して適切な受入割当てを行います。

#### (3) 受入期間

応急受入施設への受入期間は、避難者の罹災前の住居を復旧、新築する等して住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。この場合、市立学校等に関しては、教育の実施に支障のない範囲及び期間とします。

### 2 応急受入施設の維持管理

区本部長は、避難者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等受入施設の維持管理について関係局長との総合的な連絡調整にあたります。

区本部長は、し尿、ごみ処理については資源循環局中事務所、給水については水道局中村水道事務所、要援護者対策については健康福祉局長、外国人対策については国際局長に協力を要請します。

### 3 報告等

区本部長は、受入施設の開設時期、避難受入世帯・人員、避難者の状況、救援物資等の供給状況等について市本部長に報告します。

### 4 避難場所の運営

区本部長は、避難指示等によって避難した市民に対し、区内の防災備蓄庫の物資を活用するなど、必要に応じて避難生活等に必要な給食、寝具等の提供を行うことができます。

また、区本部長は、防災備蓄物資に不足が生じた場合には、総務局長に対し、方面別備蓄庫の物資の使用を要請します。

避難場所の運営に際しては、高齢者や乳幼児がいる家庭、妊婦等に配慮した女性専用スペース及び要援護者の男女別々のスペースを確保します。また、ショックやストレスにより妊娠中の女性は切迫早産等の危険度が高まることが予想されることから、一般の被災者とは別に休息できるスペースを確保します。また、流行している感染症に対し、避難場所での感染拡大を防止するため、感染症患者等の専用スペースや一般の避難者と重ならない動線の確保、健康状態の確認、手洗いやマスクの着用等の感染症対策を実施します。

## 第11章 帰宅困難者対策

鉄道機関の運行停止等により、主要駅を中心に多くの滞留者や帰宅困難者の発生などの混乱が予測されることから、鉄道機関や駅周辺事業者等と連携・協力し、帰宅困難者及び徒歩帰宅者の支援を行うなどの混乱防止対策を実施します。

### 第1節 区本部避難者・駅対応班の設置

区本部長は、主要駅等における混乱を防止するため、避難者・駅対応班を派遣し滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携して、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施します。

また、風水害・その他の災害等での一時滞在施設の開設については、鉄道が長期にわたり運行停止になる場合で、市又は区災害対策本部から要請があったときに、電話やFAX、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在施設NAVI』」等を利用して、区内の一時滞在施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施します。

なお、連絡が取れない一時滞在施設については、補足的避難場所と同様に、自転車・バイク等を活用した巡回により情報を収集し、必要な措置を要請します。

### 第2節 一時滞在施設等の開設・運営

鉄道が長時間に渡って運休する場合など、必要に応じ、帰宅困難者のための一時滞在施設の管理者に対して、施設の開設・運営を市・区災害対策本部から要請し、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報の提供等についても依頼します。電話やFAX、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在施設NAVI』」等を利用して、市本部や区本部と一時滞在施設との間で、施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施します。

なお、事前に指定された一時滞在施設以外にも、災害発生時に任意に提供された避難スペースについても、可能な限り情報の把握に努め、同様の支援を実施します。

## 第12章 物資の供給

区本部長は、「横浜市災害救助物資備蓄要綱」に基づき、被災者に対して、本市の備蓄する物資を供給します。

### 第1節 供給方法

- 1 区本部長は、地域防災拠点、区役所等で備蓄している物資を被災者に供給します。
- 2 区で管理する備蓄物資が不足するときは、市本部物資チームに、物資の供給を要請します。

### 第2節 備蓄物資が不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する物資が不足したとき又は不足のおそれがあると認められるときは、次により調達します。

- 1 区本部長は、被災者数を集計し、必要な物資の品目及び数量を把握します。
- 2 区本部長は、備蓄物資による供給が不足する場合は、市本部物資チームに調達を要請します。
- 3 区本部の補完的調達
  - (1) 「食料・物資の確保に関する協定」を締結している区内の小売業者から調達します。
  - (2) 区本部は、市本部による供給を補完するため、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）から、市が締結した協定に基づき店頭在庫を優先的に調達します。

## 第13章 災害医療

### 第1節 医療救護活動

#### 1 仮設救護所の設置

区本部医療調整班は、災害医療活動にあたり必要と認めるときは、消防地区本部、区本部各班等と調整し、災害現場、避難場所等に仮設救護所を設置します。

なお、仮設救護所を設置した場合は、区本部医療調整班は、区本部長及び市本部医療調整チームに報告します。

## 2 横浜市医師会救護隊の要請

区本部医療調整班は、仮設救護所における医療提供のため、横浜市医師会救護隊規程に基づく救護隊の派遣が必要と認めた場合は、市本部医療調整チームに応援派遣を要請します。

## 第2節 保健衛生活動

災害状況に応じて、保健衛生活動が必要と認められる場合は、区本部に配属されている保健師等は配属先の災害対応業務とは別に区本部医療調整班に集約し、区保健活動グループとして避難所や在宅の巡回健康調査等を実施し、感染症対策やこころのケア等が必要な対象を把握し、相談や医療に結びつけるとともに、健康問題の発生を防ぐための保健指導や予防活動を実施します。

ただし、緊急を要する場合については、看護職として医療救護隊に協力し、医療救護活動に従事することもあります。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

## 第3節 生活衛生活動

区本部長は、健康福祉局長及び横浜市保健所長と協同し、感染症や食中毒の発生を未然に防ぐとともに、市民生活の安全を確保するため、避難所等に対して生活衛生に関する活動を行います。

### 1 生活衛生広報

被災地や避難所等において生活衛生に関する広報を行います。

### 2 飲料水及び食品の衛生確保

被災地や避難所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実情にあわせた衛生管理指導を実施します。

### 3 感染症の予防

感染症の発生を予防するため、健康福祉局健康安全班及び区本部医療調整班と情報の交換を密に行います。

### 4 動物の保護収容

被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、公益社団法人横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救護連絡会と連携します。

また、区本部衛生班は、避難者がペットを連れてきた場合等には、「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言します。

## 第4節 医薬品等の備蓄及び調達等

仮設救護所等で救護隊が使用する医薬品等は、薬局、休日急患診療所等に備蓄した医薬品等を使用します。なお、医薬品等の不足が予想される場合は、区本部医療調整班は、区薬剤師会の協力を得て不足する品目の名称・数量を市本部医療調整チームに要請します。

## 第14章 ごみ・し尿

### 第1節 ごみ処理

区本部は、ごみ処理が必要な被災地区や避難所を認めたときは、その状況を事務所地区隊に報告し、処理を要請します。

- 1 ごみ処理の必要な場所（避難所の場合には、避難者数も）
- 2 ごみの種類、量

## 第2節 し尿処理

区本部は、し尿の処理が必要な被災地区や避難所を認めたときは、トイレ対策班に次の事項を連絡し、し尿処理を要請します。

- 1 被災地区の町名と状況
- 2 収集の必要な避難所、避難者数等

## 第15章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

### 第1節 行方不明者の把握

#### 1 届出の受理

区本部長は、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録します。

#### 2 行方不明者の調査

区本部長は、死亡者名簿と避難者名簿の確認や地域防災拠点等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行います。

#### 3 行方不明者の確定

市本部の本部運営チーム及び区本部長は、警察と相互に行方不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、協力して突合作業を行い届出の重複や生存者の居場所などの確認を行うとともに、行方不明者数を特定するなどの的確な情報の把握に努めます。

#### 4 後方支援活動

- (1) 区本部長は、防災関係機関及び町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、日赤奉仕団等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方支援活動（警備、交通整理、広報等）を行います。
- (2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要に応じて関係各局長に対して、各種協定等に基づく関係機関・業者・団体等に対し消防応援、重機等の出動などの協力を要請します。

### 第2節 遺体の取扱い

#### 1 遺体安置所

##### (1) 機能

遺体安置所の機能は災害で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

##### (2) 施設の指定

中区は、中スポーツセンターを遺体安置所として指定しています。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を行う。	各区のスポーツセンター、県立高校等の公共施設 なお、必要に応じて、他の施設等を確保する。

##### (3) 開設・運営

遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は、職員応援派遣等の支援を行います。

また、各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認の上、遺体安置所設営マニュアルを作成します。



## 2 遺体の処理

### (1) 遺体の発見と通報

市職員は、災害現場から遺体を発見した場合又は遺体発見の連絡を受けた場合は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察官にその旨を通報します。この時、遺体を搬送する必要がある場合は、発見した場所、状況、発見者などを確実に記録しておくものとし、搬送について関係機関等の協力を得て所持品とともに速やかに実施します。

### (2) 遺体の搬送

市は、捜索により収容された遺体を区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。なお、災害が原因で生死不明の状態で見られるなどで病院へ搬送され、その後病院において死亡が確認された遺体については遺体安置所へ搬送し、取扱状況及び遺体安置所への搬送の経緯を明らかにしておきます。

### (3) 遺体の検視等

検視は、警察が不自然な死亡の状況の有無について調査するために行います。

### (4) 遺体の検案

検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医又は応援協力により出動した医師が、死因を特定するために行います。

### (5) 遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の処置

区本部長は、検視・検案後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、「死体票」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。

### (6) 身元確認及び遺体の引き渡し

区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

ア 区本部長と警察は検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。なお、身元が確認できない遺体については、行旅死亡人として取り扱います。

イ 区本部長は、身元不明遺体については、行旅死亡人として、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

ウ 区本部長は、遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を公表し、遺族等の早期発見に努めます。

### (7) 死亡者数の確定と広報

検視・検案を終えた遺体は死亡者数として計上します。計上に当たっては、市本部、区本部及び警察が死亡者名簿等の死亡者に関する情報を相互に共有し確定します。

市本部長及び区本部長は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、上記の共有情報をもとに警察と協議のうえ、統一的に行うものとしします。

## 3 火葬

(1) 健康福祉局長は、区本部長、遺族から搬送された遺体の火葬を行います。

(2) 区本部長は、遺体安置場所等から斎場等へ遺体を搬送する場合は、「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、(一社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による搬送を要請します。

### (3) 火埋葬等に関する手順の明確化

区本部が行う火埋葬許可書証等発行手続きについては、実施手順をマニュアル化し、遺族への相談に迅速に対応できるようにします。また、通常の実施手順に加え、国からの特例措置も想定した災害時用のマニュアルも作成して対応します。

### (4) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

## 第16章 雪害対策

大雪に伴う活動は、特に総務局、道路局、消防局、交通局及び区警戒本部(区本部)が密接に連携を図り、早い時期に除雪活動等を実施するものとします。

なお、現場活動においては、区警戒本部(区本部)、消防署(消防地区本部)、消防団、所轄警察署等が相互に連絡をとり、効果的に実施するものとします。

### 1 防災組織体制

「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」に基づき、気象状況の推移に合わせ、次により応急対策を実施します。

#### (1) 警戒体制

確立基準	市域を対象とする大雪注意報(12時間降雪の深さが5cm以上)が発表されたとき
構成	区警戒本部を構成する署所
警戒体制時の措置事項	区長は、必要な資機材の点検、調達等活動体制の準備及び警戒本部に速やかに移行できる体制を確保する。また、勤務時間外は、常時連絡が取れる体制を確立し、必要に応じて職員の配備等を指示する。 また、降雪の状況により、除雪等必要な活動を実施する。

#### (2) 区警戒本部

設置基準	1号配備	1 市域を対象とする大雪警報(12時間降雪の深さが10cm以上)が発表されたとき。 2 区域において、積雪により都市機能の阻害が予想される場合又は被害が発生したとき。 3 市警戒本部長が指定する区 4 その他
	2号配備	1 市域全域に着雪し、低温及び長時間の降雪により積雪深の増加が見込まれるとき。 2 短時間に多量の降雪が始まり、積雪深の増加が見込まれるとき。 3 気象台等からの情報を総合的に勘案し、市警戒本部長が必要と認めたとき。
警戒本部長		区危機管理責任者(副区長)
構成	1号配備時	区役所(土木事務所を含む。)、消防署
	2号配備時	
運営	設置通知 廃止通知	区警戒本部を構成する部署へ通知し、市警戒本部に報告する。
	警戒本部会議	区警戒本部長は、情報交換や活動方針の協議のため、必要に応じて区警戒本部会議を開催する。
	職員の派遣	土木事務所長及び消防地区本部長は、必要に応じ、情報収集及び連絡調整のため、区警戒本部に職員を派遣する。
廃止基準		1 区本部が設置されたとき。 2 大雪警報が解除され、区内における活動がおおむね完了したとき。 3 その他必要と認めたとき。 (注)市警戒本部設置時に廃止する場合は、市警戒本部長の承認を得るものとする。

(3) 区本部

設置基準	1 道路交通機能の阻害及び、多数の被害が発生したとき。 2 区長が必要と認めたとき。 3 市域を対象とする大雪に関する特別警報が発表されたとき。 4 市本部長より区本部設置の指示があったとき。	
本部長	区長	
構成	区役所（土木事務所を含む。）、消防署	
運営	設置通知・ 廃止通知	区本部を構成する部署へ通知し、市本部に報告する。
	本部会議	区本部長は、活動方針の決定その他活動の統制を図るため、区本部員を招集し、本部会議を開催する。
	職員の派遣	土木事務所長及び消防地区本部長は、情報収集及び連絡調整のため、区本部に職員を派遣する。
廃止基準	1 区内における応急活動がおおむね完了したとき。 2 区警戒本部に縮小することが適当であると判断されるとき。 (注)市本部設置時に廃止する場合は、市本部長の承認を得るものとする。	

(4) 職員の配備

大雪時における職員の配備は、市防災計画第3部第6章「職員の配備・動員」に基づき、区局の実情を考慮して、動員予定者をあらかじめ定めておくものとします。

区警戒体制	連絡体制の確保、事前準備等に必要な人員で区の実情による。
区警戒本部	1号又は2号配備とするが、区の実情により適宜増員し、又は減員する。
区本部	3、4、5号配備のいずれかの配備とするが、区の実情により適宜増員し、又は減員する。

2 応急活動

(1) 情報の収集

区警戒本部（区本部）は、テレビ・ラジオ等の情報に注意するとともに、次の情報を収集し、市警戒本部（市本部）に報告します。

- ・ 積雪情報
- ・ 市民利用施設の状況
- ・ 配備状況
- ・ 活動状況
- ・ 被害情報（人的・物的）
- ・ 住民の避難情報（帰宅困難者を含む。）
- ・ その他必要と認める情報

(2) 被災者等の受入れ

区役所は、家屋の損壊等による被災者が発生した場合、地域防災拠点、地区センター、スポーツセンター、公会堂などの公共施設を避難場所として提供し、毛布等の供給など必要な協力を行います。

(3) 帰宅困難者対策

公共交通機関の途絶により帰宅困難者が発生し、交通機関等から要請があった場合でやむを得ないときは、駅周辺の帰宅困難者一時滞在施設などを活用して受入れを行います。

### 3 業務分担

区役所（区本部）として、次の活動を実施します。

- (1) 区警戒本部（区本部）等が必要とする情報の収集・伝達
- (2) 危機管理システム等により受信した大雪に関する情報等の土木事務所（土木事務所地区隊）及び防災関係機関への通報
- (3) 区役所利用者の安全確保
- (4) 被災者等の発生に伴う避難誘導及び避難場所の開設
- (5) 隣接区と協力した避難受入れの実施
- (6) 避難者（帰宅困難者を含む）に対する支援
- (7) 区民への安全広報の実施
- (8) 降雪状況及び被害状況の把握
- (9) 市民利用施設等の利用情報に関する情報の提供

また、土木事務所（土木事務所地区隊）は次の活動を実施します。

- (1) 道路交通の緊急確保
  - ア 雪害対策道路等の決定
  - イ 通行規制区間の設定（警察署との協議による。）
  - ウ 早期除雪活動の実施
- (2) 事故の未然防止
  - 融雪剤、凍結防止剤の散布等による凍結防止措置の実施